

出産や子育てをする際に、申請できる休暇や給付金の制度はありますか？

出産や子育ての際に申請できる休暇や給付金の制度は複数あります。各種休暇及び給付金の要件や必要な手続きが異なりますので、自分に該当するものをご確認ください。

イラストを参考にして、下記の休暇・給付金制度に該当するか確認してください。



参考事例

CASE 1 : Aさん (女性)



「家族滞在」の在留資格で、半年ほど英語教室でアルバイトをしています。週28時間しか働けなく、収入が低いので夫の扶養に入っています。



該当する休暇：産前産後休暇

該当する給付金：出産育児一時金

出産・子育て応援交付金

児童手当 ※収入要件による

CASE 2 : Bさん (女性)



「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で、2年以上フルタイムでエンジニアとして働いています。留学生の夫は働いていなく、私の扶養に入っています。



該当する休暇：産前産後休暇

該当する給付金：出産手当金

出産育児一時金

育児休業

育児休業給付金

出産・子育て応援交付金

児童手当 ※収入要件による

CASE 3 : Cさん (男性)



「技能」の在留資格で、5年以上フルタイムでシェフとして働いています。妻もフルタイムで働いていて、育児休業取得後は、仕事に復帰する予定です。



該当する休暇：産後パパ育休

該当する給付金：出生時育児休業給付金

児童手当 ※収入要件による

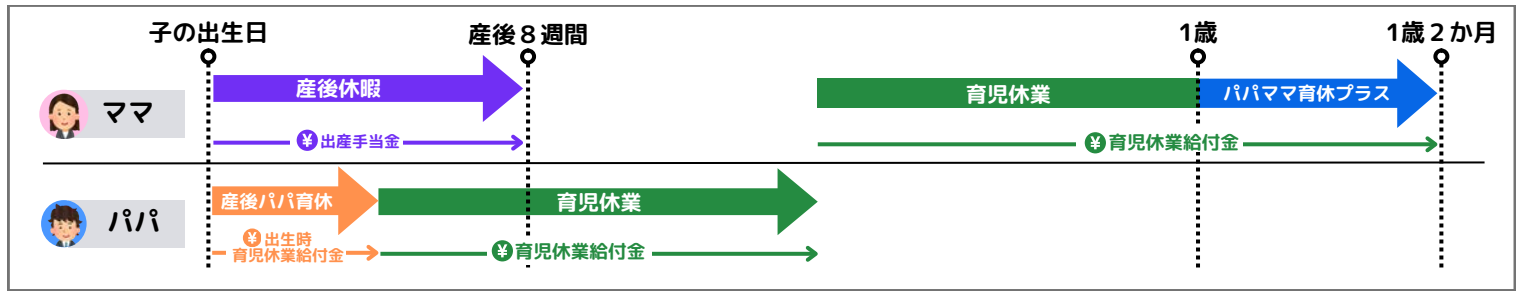
育児休業

育児休業給付金

パパママ育休プラス

夫婦で取得できる休暇及び給付金に関する具体例

※「産後休暇」及びパパ・ママ育休プラス期間を含む「育児休業」を取得した場合



各種休暇・給付金の詳細

厚生労働省ホームページ、こども家庭庁のホームページの情報を基に作成

産前産後休暇

- 産前休暇：6週間（出産日を含む）

労働者が請求した場合に、その期間は会社が就労就業させてはいけません。

- 産後休暇：8週間

産後6週間は強制休業。それ以降は労働者が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業が可能となります。

産前産後休暇の取得に関しては、勤務先にご相談ください。

¥ 出産手当金

産前産後休暇を取得して仕事を休み、給与の支払いがなかった期間を対象に、支給開始日の以前12ヶ月間の標準報酬日額の3分の2相当の金額が支給されます。

※厚生年金・健康保険の被保険者のみが対象です。被扶養者は対象外となります。

勤務先を通じて、加入している健康保険に申請してください。

¥ 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険の被保険者、またはその被扶養者が出産した時に、原則50万円が支給されます。

※妊娠週数が22週に達していない等、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48.8万円。

支給については、出産する際に受診する予定の医療機関にてご相談ください。

¥ 出産・子育て応援交付金



- 出産応援ギフト：5万円相当（妊婦1人あたり）

妊娠届出時の面談実施後に支給されます。

- 子育て応援ギフト：5万円相当（新生児1人あたり）

出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に支給されます。

※支給形態は各自治体によって異なります。例：出産・育児関連商品の商品券（クーポン）等



お住まいの市区町村の子育て世代包括支援センターにて申請してください。

出生時育児休業（産後パパ育休）



産後8週間以内に4週間（28日）を限度として、2回まで分割して取得できます。労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能です。

※出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかである場合は取得できません。

※引き続き雇用された期間が1年未満の場合、労使協定の締結によって取得できない場合もあります。



原則、休業の2週間前までに勤務先にて申請してください。

※2回に分割して取得する予定の場合でも、申請は1回にまとめて行う必要があります。

¥ 出生時育児休業給付金



産後パパ育休を取得した方で、以下の要件を満たす場合に支給を受けることができます。

- 休業開始日前2年間に雇用保険に加入している期間が12か月以上あり、この12か月以上の各月は賃金や報酬の支払対象の日数が11日以上（もしくは80時間以上）であること。
- 休業期間中の就業日数が、最大10日（もしくは80時間）以下であること。
- 期間を定めて雇用される労働者は、出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

支給額 = 休業開始時賃金日額（出生時育児休業開始前直近6か月間の賃金の総額÷180）×
休業期間の日数（28日が上限）×67%



出生日から起算して8週間を経過する日の翌日から2か月を経過する日の属する月の末日までに、勤務先を通して事業所を管轄するハローワークに申請してください。


（例：出生日→10月15日 出生日から8週間→12月9日 申請可能な期間→12月10日から2月末まで）

育児休業



原則、**子が1歳に達するまでの連続した期間に、2回まで分割して取得できます。**要件に該当する場合に限り、例外措置として1歳6か月（最長2歳）に達する日まで延長できます。

- ※1歳6か月（又は2歳）までの間に労働契約が満了することが明らかである場合は取得できません。
- ※引き続き雇用された期間が1年未満の場合、労使協定の締結によって取得できない場合もあります。

 原則、休業の1ヵ月前までに勤務先にて申請してください。


¥ 育児休業給付金



育児休業を取得した方で、以下の要件を満たす場合に支給を受けることができます。

- 休業開始日前2年間に雇用保険に加入している期間が12か月以上あり、この12か月以上の各月は賃金や報酬の支払対象の日数が11日以上（もしくは80時間以上）であること。
- 休業期間中の就業日数が、最大10日（もしくは80時間）以下であること。
- 期間を定めて雇用される労働者は、子が1歳6か月（又は2歳）に達する日までの間に、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

支給額 = 休業開始時賃金日額（出生時育児休業開始前直近6か月間の賃金の総額 ÷ 180） × 支給日数（原則30日間） × 67%（育児休業開始から181日目以降は50%）

 初回の申請は、育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、勤務先を通して事業所を管轄するハローワークに申請してください。

（例：育児休業開始日→7月10日 4か月を経過する日→11月9日 申請可能な期間→7月10日から11月末まで）

※育児休業を分割で取得する場合は、2回目の育児休業に係る申請も必要になります。


パパママ育休プラス



両親ともに育児休業をする場合、以下の要件を満たすと、**子が1歳2か月に達するまでに、父母それぞれ最大1年まで**（産後パパ育休の期間、又は産前産後休業期間を含む）休業が取得できます。

- 育児休業を取得しようとする本人が、子の1歳に達する日以前に育児休業をしていること
- 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- 本人の育児休業開始予定日が、配偶者が取得している育児休業の初日以降であること

※パパママ育休プラスを取得した場合、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

 原則、休業の1ヵ月前までに勤務先にて申請してください。

¥ 児童手当



※「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分から制度内容が大きく変更します。

国内に居住している中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方で、所得が①所得制限限度額未満、又は②所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の範囲に当てはまる方が対象となります。原則として、手当は6月（2月～5月分）、10月（6月～9月分）、2月（10月～1月分）、年に3回支給されます。

①所得制限限度額未満の方（一人当たり月額）

- 3歳未満：一律**15,000円**
- 3歳以上・小学校修了前：**10,000円**（第3子以降は**15,000円**）
- 中学生：一律**10,000円**

②所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の方（一人当たり月額）

- 一律**5,000円**



必要な手続きについては、お住まいの市区町村にてご相談ください。

※ひとり親家庭や障がいのあるお子様を養育する方には、別の手当金が支給されます。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



参考資料

[生活・就労ガイドブック](#)
(第4章 出産・子育て)
出入国在留管理庁



[児童手当の基本情報](#)
(一財)自治体国際化協会



[子育てチャート](#)
[妊娠・出産から小学校入学まで](#)
こども家庭庁



[外国人住民のための](#)
[子育て支援サイト](#)
(公財) かながわ国際交流財団



相談先

- **自分が休暇・給付金に該当するか確認したい場合：**
ハローワーク、お住まいの市町村、職場など、各申請先に問い合わせしてください。
- **妊娠・出産・育児休業等の取得などを理由として不利益な取り扱いを受けた場合：**北海道労働局に相談してください。
- **分からないことがある場合や通訳が必要な場合：**
当センターにお問い合わせください。

[通訳者がいるハローワーク一覧](#)
厚生労働省



[外国人労働者向けの](#)
[相談窓口やホットライン](#)
厚生労働省

